

答 申 第 4 号

平成19年 8月10日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市個人情報保護審査会

会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1．松阪市個人情報保護条例第9条第2項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成19年7月27日 第5回松阪市個人情報保護審査会

答 申

審 査 案 件	松阪市民病院の電子カルテを登録医（紹介患者の院外主治医）と共有するオンライン結合について
審 査 会 の 意 見	オンライン結合による提供の制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。 ただし、提供される個人情報の内容及び提供先について十分な説明を行った上で本人同意を得ること。また、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮をすること。
審 査 内 容	オンライン結合により個人情報を提供することに、医療提供サービスの向上、患者の負担軽減、事務の効率化等の公益上の必要性が認められ、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから上記のとおり意見を取りまとめた。
審 査 日	平成１９年７月２７日（金）
個人情報取扱事務 の 名 称	松阪市民病院登録医地域医療オンライン連携事務
結合する個人情報の 項 目	登録医から紹介のあった患者の松阪市民病院の電子カルテ（診療録・検査結果）
結 合 先	松阪市民病院登録医（紹介患者の院外主治医）
事 務 の 目 的	松阪市民病院の電子カルテを登録医（紹介患者の院外主治医）と共有することにより患者への医療提供サービスの向上を図る。
所 管 課（室）等	市民病院事務部 医事課